

税務課からのお知らせ

▷問い合わせ 課税に関すること 課税係 (☎223-3534)
納税に関すること 納税係 (☎223-3535)



税金は医療や福祉、教育の充実、道路整備など、私たちの暮らしを支え、豊かにする町の大切な財源です。本年度の町税の納付期限などをお知らせします。

課税に関すること

令和5年度の 固定資産税課税資産明細書・納税通知書を発送

4月中旬に固定資産税課税資産明細書と納税通知書を発送します。固定資産税は、年4回の納付です。

▷納付書の納期限日

第一期〔5月〕	▶ 5月31日(金)
第二期〔7月〕	▶ 7月31日(金)
第三期〔12月〕	▶ 12月25日(金)
第四期〔2月〕	▶ 令和6年2月29日(金)

▷口座振替の納付日

各納付月の25日(土日祝日の場合は、翌銀行営業日)です。口座の残高に注意してください。

年金所得者で確定申告不要制度により 所得税の申告をしなかった皆さんへ

所得税の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは住民税の申告が必要です。住民税の申告をしないと前年度より住民税額が高くなる可能性があります。

1 公的年金などの源泉徴収票に記載されている控除以外の扶養控除、社会保険料控除(国民健康保険税、国民年金など)、生命保険料控除、寡婦控除、医療費控除などの各種控除の適用を受けるとき

2 公的年金以外の収入(給与・賞与・パート収入、個人年金、原稿料、生命保険の満期返戻金など)がある場合

公的年金などの源泉徴収票に記載されている控除に変更や追加がある場合は、税務課で住民税(町・県民税)の申告を行ってください。

生活保護受給者で 固定資産を所有している人は申請を

生活保護を受給している人は、固定資産税の減免の対象となります。申請期限の5月31日(金)までに、税務課窓口で必ず手続きを行ってください。

※申請は、期限を過ぎると受け付けできませんので注意してください。

納税に関すること

芦屋町税の納付方法が拡充されます

令和5年度から、現在納付可能な金融機関はもちろん、納付書にバーコードまたはQRコードが記載されている場合は、それらを利用して、スマホアプリやコンビニ、地方税統一お支払サイト(スマホアプリやクレジットカードなど)でも納付ができます。

1 バーコードを利用して納付可能な町税
住民税(普通徴収)、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税
※納付書にバーコードが印字されているもの。また、各税目の納期限内のものに限ります。

●利用できる納付方法
全国のコンビニエンスストア
PayPay、PayB、支払秘書、LINEPay

2 QRコードを利用して納付可能な町税
固定資産税、軽自動車税

●利用できる納付方法
・全国の地方税統一QRコード対応金融機関【全国の金融機関やゆうちょ銀行】
・地方税統一お支払サイト
※地方税統一お支払いサイトは、4月1日(金)開設予定です。

詳しくは納税通知書に同封のチラシまたは、町ホームページを見てください。

※スマホアプリでの納付は領収書が発行されません。決済アプリの「取引履歴」などで確認してください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

消費者ホットニュース

子どもが高額なゲーム課金をしてしまった！

<事例>

中学生になった13歳の娘にスマートフォンを買い与えたところ、保護者に黙ってオンラインゲームで課金をしていたことがわかった。課金額は45万円。事業者に未成年者契約取り消しを申し出たが「返金の対象ではありません」と通知されるばかりだ。



<アドバイス>

子どものゲーム課金の消費者相談は、年々増加傾向です。保護者の承諾がない課金を防ぐために次のような対策をしましょう。

- 登録したID情報からクレジットカード情報を削除する
- クレジットカードの管理の徹底
- 子どもがどのようなゲームで遊んでいるのかを把握し、課金の仕組みを説明し、課金の際は保護者の承諾が必要であることなどを家族で話し合う
- ペアレンタルコントロール機能の活用

※ペアレンタルコントロール機能とは、利用時間の制限、子どもには不適切なサイト・動画の閲覧制限、アプリのダウンロード制限など、子どもの情報通信機器の利用をスマートフォンで管理できる機能のことです。

▷問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口 (☎223-3543)
※環境住宅課内

固定資産の縦覧・閲覧を行います

▷とき 4月3日(日)～5月31日(日)(土日祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

▷ところ 税務課窓口

▷持ってくるもの ①納税通知書または課税資産明細書 ②本人を証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)

【縦覧】

▷確認できること 土地=所在・地番・地目・地積・価格、家屋=所在・家屋番号・構造・種類・建築年・床面積・価格

▷縦覧できる人 納税者^(※)、納税者の委任を受けた人(委任状が必要)、納税管理人、相続人

※町内にある土地、家屋の固定資産税の納税者。免税点未満、非課税のみの土地、家屋の所有者は納税者とはなりません。

【閲覧】

▷確認できること 固定資産税課税台帳の内容

▷閲覧できる人 納税義務者、納税義務者の委任を受けた人(委任状が必要)、納税管理人、相続人、借地人・借家人(賃貸契約書など権利を証明できるものが必要)

▷閲覧手数料 縦覧期間中は無料(写しの手数料は1枚10円)、期間終了後は1件につき300円

▷注意事項 固定資産税課税台帳を閲覧しなくても、課税資産明細書で、物件ごとの評価額などが確認できるようになっています。

※平成28年度より、町内に固定資産を所有していても、固定資産税が課税されない人(免税点未満)には、課税資産明細書・納税通知書は送付しません。

こんなとき、土地・家屋の変更連絡を

令和4年中に、土地や家屋に次のような変更があった場合は、税務課へ連絡してください。

土地	①住宅用家屋の敷地を広げるために、隣接する土地を買い足したり、造成などを行ったとき ②土地の地目(田・畑・山林・宅地など)が変わり、登記が済んでいないとき
家屋	物置・車庫などを含む家屋の取り壊しや新築・増築を行い、登記が済んでいないとき
その他	家屋や土地の所有者が変わり、登記が済んでいないとき